

介護保険以外のサービス

高齢者福祉サービス

利用できる方は、各サービスごとに世帯状況や課税状況等により異なります。
また、利用できる事業者や利用期間・回数等が決まっているサービス、利用料が必要なサービス等もあります。詳しくは、高齢者支援課（TEL.0598-53-4069）へお問い合わせください。

配食サービス

見守りおよび栄養改善が必要な在宅の高齢者等に、定期的な訪問による安否確認を行い、栄養バランスの取れた食事を提供します。

サービスを利用できる方（次の全ての要件に該当する方）

- ・おおむね65歳以上 ・市内在宅
- ・見守りおよび栄養改善が必要（老衰や心身の障がいおよび疾病等の理由による）
- ・ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯
- 利用回数 週3食まで（介護サービス利用日等を除く）
※事業所によって利用可能回数が異なります。利用は1事業所のみです。
- 利用料 実費相当額



寝たきり高齢者等紙オムツ給付

在宅で寝たきりや重度の認知症等で常にオムツの使用が必要である高齢者に、紙オムツを給付します。

給付対象者（次の全ての要件に該当する方）

- ・65歳以上 ・市内在宅
- ・本人を含めた世帯全員が当該年度市民税非課税（4月から5月は前年度市民税）
- ・介護保険法における要介護認定において「要介護」に該当
※要介護1、2の方に対しては別途基準があります。
- 給付方法 市が定める紙オムツ等を松阪地区薬剤師会加盟の薬局から毎月配達



他にもこんなサービスがあります

- 生活管理指導短期宿泊サービス
 - 高齢者日常生活用具給付
 - 緊急通報装置貸与
 - 高齢者在宅生活支援
 - 訪問理美容サービス
 - 救急医療情報キット配布
 - 松阪市版エンディングノート「もめんノート」配布
 - 認知症等高齢者 GPS 端末貸与
 - おかえりSOSネットワークまつさか
 - 認知症高齢者等個人賠償責任保険
 - 寝たきり高齢者等寝具丸洗い乾燥
 - 地域交流型一般デイサービス
- ▶高齢者福祉サービスについて詳しくはこちらの冊子をご覧ください。ホームページにも掲載しています。

